

学校いじめ防止基本方針

常陸大宮市立大宮西小学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、また、いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者の他、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(保護者の責務)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないように当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

(2) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（法第2条1項）をいう。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わず、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断はいじめられた児童の立場に立って行う。

(3) いじめ対応における基本的な考え方

- ① 学校の最重点目標の一つとして、いじめをしない、見過ごさないことを掲げ、いじめの防止、早期発見と早期解決に組織的に取り組む。いじめ及びいじめが疑われる状況が発生した場合は、校内で迅速に情報を共有し、組織として対応する。状況に応じて、教育委員会や警察等の関係機関と連携を図る。
- ② 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発とその他必要な措置として、人権集会等を実施する。

2 いじめの防止等のための対策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

① 学校いじめ防止対策委員会

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、生徒指導部員を基本とし、必要に応じて、学級担任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等校長が必要と認める者を加える。

〈内容〉

- ・年度初めにいじめ防止等に係る具体的な年間計画の作成を行う。学期末には、いじめの対応等の取組が計

画どおりに進んでいるかどうかの確認やいじめの対応がうまくいかなかったケースの検証などを行う。年度末に年間計画の検証及びいじめ防止基本方針の見直しを行う。

- ・いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合には、速やかに会議を開き、指導や支援の体制、対応方法を決定する。
- ・重大事態が起きた場合又はその疑いが生じた場合は、学校の設置者（教育委員会）と連携し、収束に向け速やかに対応する。
- ・児童及び保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整備する。

② 児童指導連絡会の開催

週1回全職員で問題行動を有する児童や気になる児童、配慮が必要となる児童についての情報交換を行い、現状や指導方法を話し合い、共通理解を図る。

(2) いじめ防止のための取組

児童の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

① 各教科、学級活動や特別活動

各教科の授業、学級活動や特別活動で、児童の自己指導能力を高め、社会性を育む。

児童が協力して行う活動を計画的に取り入れることによって、いじめの起こりにくい学級環境をつくる。

また、いじめに向かわない児童を育成するため、学校行事やその準備等の中で、全ての児童が活躍できる場面や役割を設定し、児童が他の児童から認められる体験をもつことによって、自己有用感を高める。また、体験活動やボランティア活動等を通じて、自分を律していく力と判断していく力を身に付けることによって、児童の規範意識を高める。

② インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応（以下「インターネット上のいじめ」という。）

児童にインターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。また、児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上をはかる。

(3) いじめの早期発見のための取組

① 日常的な観察の重視

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いつでも、どこでも、誰に対しても行われる可能性がある」という認識をもち、全教職員が日常的な観察を丁寧に行い、小さな変化を見逃さないようにする。ささいな兆候であってもいじめが疑われる場合、当該児童へ個別に声かけや相談等早い段階から関わりをもち、的確に状況の把握をする。

- ・遅刻・早退が多い。また、休みがちである。
- ・朝の会等で、いつもより元気がない。
- ・授業中の言語活動等の話し合い活動で、他の児童とあまり話さない。
- ・休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。
- ・親しかった友達との付き合いがなくなり、一人でいることが多い。

特にインターネット上のいじめは、学校では発見が難しいため、日常的な児童とのかかわりや保護者との情報共有からその把握に努める。

② いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童対象生活アンケート調査：毎月
- ・保護者対象アンケート：年1回（11月）

・教育相談と個別面談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査：随時

③ いじめの相談体制

児童及び保護者が安心して相談できるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・市教育支援センターの活用
- ・いじめ相談窓口設置
- ・オンライン相談窓口の設置
- ・県央地区いじめ、体罰解消サポートセンターの周知

④ 関係者との連携

ア 保護者に対して

児童の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と連絡を取り合う。

イ 地域に対して

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。

(4) いじめ発生時の取組

いじめの連絡、相談を受けた場合には、速やかにいじめを受けた児童の安全を確保するとともに、「学校いじめ防止対策委員会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

① いじめを受けた児童の保護

いじめの行為を確認した場合には、いじめを受けた児童を守り通すことを第一とする。また、当該児童の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

② 実態の把握と報告

いじめを受けた児童、いじめを行った児童及び周辺の児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケートや個人面談等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を学校設置者に報告する。

③ いじめを行った児童への対応

いじめを行った児童に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、当該児童の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、いじめを受けた児童やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

④ インターネットを通じて行われるいじめの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求める等の措置を速やかに講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて警察・法務局の協力を求める。

⑤ いじめの解消の判断

単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、次の2つの要件が満たされていることを確認して、いじめの解消とする。

α いじめに係る行為が止んでいること。

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月程度継続していること。

β いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことと認められること。本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認すること。

⑥ 関係機関等の連携

いじめの問題への対応については、必要に応じて警察、児童相談所、社会福祉課、こども課、法務局等の関係機関やその他必要な団体・組織との適切な連携を図る。なお、いじめを受けた児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合や、いじめが犯罪行為に相当すると認められる場合、インターネットによるいじめで被害の拡大が懸念される場合等には直ちに警察に通報する。

(5) 重大事態の調査と報告

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合、次の対処を行う。児童・保護者から重大事態の申し立てがあった場合も同様に対処する。

なお、いじめを受けた児童や保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して重大事態として取り扱う。

① 発生報告

重大事態が発生した又はその疑いが生じた旨を、市教育委員会に報告する。

② 調査

調査は市教育委員会の判断により学校又は市教育委員会が主体になって行う。学校が主体になる場合は、学校いじめ対策委員会に第三者を加えた組織を中心に調査を実施し、事実関係等を速やかに把握する。

③ 情報提供

いじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。

④ 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。

⑤ いじめを受けた児童への支援

いじめを受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、継続的なケアを行う。当該児童が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際、必要に応じて、専門家を活用し、当該児童に寄り添い、きめ細やかな温かい対応を心がける。

⑥ いじめを行った児童に対する指導

いじめを行った児童に対して、個別に指導を行う。いじめの非について気づかせ、謝罪の気持ちを醸成させる。また、保護者に対して協力を依頼し、働きかける。毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

⑦ 同種事態の発生防止

当該事態の事実に真摯に向き合い、これまでのいじめ防止等の取組を検証・改善することによって、同種の事態の発生を防止する。

(6) 教職員の研修

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校内における教職員研修の充実を図る。

① いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた研修

法令等の理解に関する研修及び事例研究を含めた実践的研修を行うことで、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深め、対応技能の習得、向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通理解を図る。

② インターネットを通じたいじめに向けた研修

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。

(7) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の2項目を学校評価の項目に加え、適正に事項の取り組みを評価する。

① いじめの早期発見のための取組に関すること。

② いじめの再発を防止するための取組に関すること。